



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
◎ 規 則	
○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則	税 務 課

## 条 例

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県条例第21号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前						
<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第20条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア及びイ 略 ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 電気供給業（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）、<u>同号に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）及び同号に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）を除く。）、<u>導管ガス供給業（同項第2号に規定する「導管ガス供給業」をいう。）</u>及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</u></p> <p>3 電気供給業のうち、<u>小売電気事業等、発電事業等及び特</u></p>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第20条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア及びイ 略 ウ <u>次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p> <table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の0.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額</td> <td>100分の0.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>100分の1</td> </tr> </table> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 電気供給業（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）<u>及び同号に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）を除く。）、<u>ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</u></u></p> <p>3 電気供給業のうち、<u>小売電気事業等及び発電事業等に対</u></p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	100分の0.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4						
各事業年度の所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	100分の0.7						
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1						

定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)及び(2) 略

4 特定ガス供給業（法第72条の2第4号に規定する「特定ガス供給業」をいう。）に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

5 2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第1項の各事業年度の所得は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の各事業年度の所得によるものとし、3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 略

(2) 特別法人以外の法人 略

6 法第72条の2の2第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの条の規定を適用する場合においては、第1項第1号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、第1項第3号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」と、前項各号列記以外の部分中「法人で」とあるのは「受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とそれぞれ読み替えるものとする。

（家庭的保育事業等の施設に係る法73条の14に規定する割合）

第25条の2 法第73条の14第12項から第14項までに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

（不動産取得税の賦課徴収・課税標準の特例措置等に関する申告義務）

第28条 略

2 法第73条の14第1項及び第3項並びに法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限から60日以内に、規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が法第73条の14第5項又は法第73条の24第6項の規定により、要件に該当すると認めた場合は、この限りでない。

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第29条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定によって不動産の取得に係る申告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産に係る増築、改築、損かい、地目の変換その他

する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)及び(2) 略

4 2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第1項の各事業年度の所得は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の各事業年度の所得によるものとし、3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 略

(3) その他の法人 略

5 法第72条の2の2第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの条の規定を適用する場合においては、第1項第1号及び前項第1号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、第1項第3号及び前項第3号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」と、前項各号列記以外の部分中「法人で」とあるのは「受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とそれぞれ読み替えるものとする。

（家庭的保育事業等の用の施設に係る法第73条の14に規定する割合）

第25条の2 法第73条の14第11項から第13項までに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

（不動産取得税の賦課徴収・課税標準の特例措置等に関する申告義務）

第28条 略

2 法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限から60日以内に、規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第29条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって不動産の取得に係る申告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産に係る増築、改築、損かい、地目の変換その他

特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の長崎県税条例（以下「新条例」という。）第20条（同条第3項を除く。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第20条第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第18号の2

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																		
<p>(<u>条例第56条</u>の規則で定めるもの)</p> <p>第28条 略 (種別割の減免)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第66条第2項第4号</u>に規定する自動車のうち身障減免を受けるものに対して、知事が減免する種別割の額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額（種別割の賦課期日以後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって得た額）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>条例附則第32項</u>に規定する自家用の乗用車で年税額が45,000円（<u>条例附則第34項</u>の適用を受けるものにあつては51,700円）以下のもの 当該自家用の乗用車に係る種別割額の全額</p> <p>(4) 当該自家用の乗用車の年税額が前号の額を超えるもの45,000円（<u>条例附則第34項</u>の適用を受けるものにあつては51,700円</p> <p>別表（第54条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">根拠条項</th> <th style="width: 33%;">様式名</th> <th style="width: 33%;">様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>法第58条第6項、 第63条第3項、第</td> <td>法人県民・事業税に係る課税標準額等の通知書</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	根拠条項	様式名	様式番号	略			法第58条第6項、 第63条第3項、第	法人県民・事業税に係る課税標準額等の通知書	略	<p>(<u>条例第58条</u>の規則で定めるもの)</p> <p>第28条 略 (種別割の減免)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第66条第2項第4号</u>に規定する自動車のうち身障減免を受けるものに対して、知事が減免する種別割の額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額（種別割の賦課期日以後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって得た額）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>条例附則第29項</u>に規定する自家用の乗用車で年税額が45,000円（<u>条例附則第31項</u>の適用を受けるものにあつては51,700円）以下のもの 当該自家用の乗用車に係る種別割額の全額</p> <p>(4) 当該自家用の乗用車の年税額が前号の額を超えるもの45,000円（<u>条例附則第31項</u>の適用を受けるものにあつては51,700円</p> <p>別表（第54条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">根拠条項</th> <th style="width: 33%;">様式名</th> <th style="width: 33%;">様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>法第58条第6項、 第63条第3項、第</td> <td>法人県民・事業税に係る課税標準額等の通知書</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	根拠条項	様式名	様式番号	略			法第58条第6項、 第63条第3項、第	法人県民・事業税に係る課税標準額等の通知書	略
根拠条項	様式名	様式番号																	
略																			
法第58条第6項、 第63条第3項、第	法人県民・事業税に係る課税標準額等の通知書	略																	
根拠条項	様式名	様式番号																	
略																			
法第58条第6項、 第63条第3項、第	法人県民・事業税に係る課税標準額等の通知書	略																	

72条の48の2第12項	法人県民・事業税に係る課税標準額等の通知書 (発電・小売用)	様式第69号の2	72条の48の2第12項	
略			略	

様式第3号を次のように改める。

様式第3号

### 納税証明書交付請求書

あて

1	請求年月日	年	月	日										
2	納税義務者	住所 又は 所在地 フリガナ 氏名 又は 法人名 及び代表者氏名 電話番号 ( ) (日中に連絡がとれるもの) 生年月日(個人のみ) 年 月 日												
3	請求者	(代理人が請求される場合のみご記入ください) 住 所 氏 名 電話番号 ( ) (日中に連絡がとれるもの)												
4	使用目的	(該当する□にレ印をつけてください。) <input type="checkbox"/> 建設業許可等変更申請 <input type="checkbox"/> 資金借入(融資) <input type="checkbox"/> 入札資格審査(指名願) <input type="checkbox"/> 補助金・助成金等申請 <input type="checkbox"/> 県営住宅入居 <input type="checkbox"/> その他( )												
5	証明種類及び証明事項等	(該当する□にレ印をつけ、必要枚数を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未納がない証明 ( 枚 ) <input type="checkbox"/> 税額の証明 ( 枚 ) ↓ 「税額の証明」の場合は、必要な税目にレ印をつけ必要事項等を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法人事業税 (特別法人事業税等含む)</td> <td>事業年度(記載してください) ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法人県民税</td> <td>( 年 月 日 ~ 年 月 日 )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 個人事業税</td> <td>( 課税年度 年度 )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 自動車税種別割</td> <td>( 登録番号 ) ( 課税年度 年度 )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ( )</td> <td>( )</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 法人事業税 (特別法人事業税等含む)	事業年度(記載してください) ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )	<input type="checkbox"/> 法人県民税	( 年 月 日 ~ 年 月 日 )	<input type="checkbox"/> 個人事業税	( 課税年度 年度 )	<input type="checkbox"/> 自動車税種別割	( 登録番号 ) ( 課税年度 年度 )	<input type="checkbox"/> ( )	( )
<input type="checkbox"/> 法人事業税 (特別法人事業税等含む)	事業年度(記載してください) ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )													
<input type="checkbox"/> 法人県民税	( 年 月 日 ~ 年 月 日 )													
<input type="checkbox"/> 個人事業税	( 課税年度 年度 )													
<input type="checkbox"/> 自動車税種別割	( 登録番号 ) ( 課税年度 年度 )													
<input type="checkbox"/> ( )	( )													

様式第52号を次のように改める。

様式第52号

法人 県民税 更正・決定 通知書 兼 納額告知書  
 特別法人 事業税 事業税 の 加算金決定

年 月 日

〔 法人の所在地  
 名 称 様 〕

印

〔 適用条文等通知文 〕

事業年度		管理番号				
区 分		総 額 (円)	課税標準額 (円)	税 率	税 額 (円)	
更正・決定額	第一号事業	年400万円以下の金額		/100		
		年400万円を超え 年800万円以下の金額		/100		
		年800万円を超える金額		/100		
		計				
		軽減税率不適用法人の金額		/100		
	第二号	付加価値割			/100	
		資本割			/100	
		収入割			/100	
	第三号事業	所得割			/100	
		付加価値割			/100	
		資本割			/100	
	差引増減額	第一号	収入割		/100	
			所得割		/100	
			付加価値割		/100	
第二号		資本割		/100		
		収入割		/100		
		所得割		/100		
第三号		付加価値割		/100		
		資本割		/100		
		収入割		/100		
事業税計						
特別法人事業税		更正・決定額	第一号 所得割に係る特別法人事業税		/100	
			第二号 収入割に係る特別法人事業税		/100	
			第三号 収入割に係る特別法人事業税		/100	
		合計 特別法人事業税				
	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税					
差引増減額						

名称

様

管理番号

申告書提出期限		修正申告書提出年月日	
申告書提出年月日		更正の請求年月日	
法人税の更正(決定)通知年月日			

区 分		課 税 標 準 額 (円)	税 率	税 額 (円)
法人県民税	更正・決定額	均 等 割		
		法人税割	総 額	
			本県分	/100
	既に納付の確定した税額	均 等 割		
法 人 税 割				
控除額計				
差引増減額	均 等 割			
	法 人 税 割			

区 分		対 象 と な る 税 額 (円)	率	加 算 金 額 (円)
加 算 金	更正・決定による加算金額	過少・不申告加算金	通常分	/100
			10%加重	/100
		重加算金	通常分	/100
			10%加重	/100
	既に確定した加算金額	過少・不申告加算金	通常分	
			10%加重	
		重加算金	通常分	
			10%加重	
差引増減額	過少・不申告加算金	通常分		
		10%加重		
	重加算金	通常分		
		10%加重		
備 考	地方税法第72条の46第1項ただし書該当		有・無	
	地方税法第72条の46第5項該当		有・無	
	地方税法第72条の47第4項該当		有・無	
	地方税法施行令第33条の4該当金額			
	地方税法施行令第34条該当金額			

1. 納付すべき税額には、法律に基づき計算した延滞金が加算されます。
2. 様式第9号の2備考に準じた教示の文言を付すこと。

様式第69号の次に次の1様式を加える。

様式第69号の2

法人 県民税 事業税 に係る課税標準額等の通知について (発電・小売用)

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前( )						
(フリガナ)							
法人名							
主たる事務所等の所在地							
事業年度	から まで	申告期限の延長月数					
事業税	月	資本金の額又は 出資金の額					
県民税	月	資本金の額又は出資金の額 (解散時点)					
連結区分	災害等延長の申告期限	まで					
事業年度区分	法人区分	適用					
資本金等の額							
税務官署の 通知年月日	税務官署の 処理区分	減額更正の理由					
法人税申告 年月日	税務官署の 申告区分						
申告処理 年月日	申告処理区分						
税務官署							
課税標準額の 業種 総額	法人税割 (非PE分)	法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業 年400万円以下	円	超過申告加算税額	円		
		年400万円超 年800万円以下	円	無申告加算税額	円		
		年800万円超	円	重加算税額	円		
		計	円	差引所得に対する 法人税額	円		
		軽減税率不適用法 人の金額	円	重加算税対象所得金額	円		
		付加価値割	円	重加算 金	法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業 対象所得	円	
		資本割	円		対象付加 価値額	円	
		法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業 取入割	円		対象資本金 等の額	円	
		法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業 所得割	円		法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業 対象収入金額	円	
		付加価値割	円		法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業 対象所得	円	
		資本割	円		対象付加 価値額	円	
		取入割	円		対象資本金 等の額	円	
		法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業 対象収入金額	円				
		法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業 対象所得	円				
		対象付加 価値額	円				
		対象資本金 等の額	円				
		対象収入金額	円				
分割 基準	種類	内訳	総数	関係都道府県の事務所等所在地			
	法人 事業者数	人	人	人			
	従業者数	人	人	人			
	従業者数	人	人	人			
法人	都道府県民税	人	人	分割都道府県数			
その他	外国の法人税等の額の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	円	仮 装 経 理	租 税 条 約	対象法人税額	円
		都道府県民税分	円			法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業 対象所得金額	円
		市町村民税分	円			対象付加 価値額	円
		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	円			対象資本金 等の額	円
		都道府県民税分	円			法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業 対象収入金額	円
		市町村民税分	円			法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業 対象所得金額	円
		補正後の従業者数の総数	人			対象付加 価値額	円
		都道府県民税分	人			対象資本金 等の額	円
		市町村民税分	人			法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業 対象収入金額	円
		軌道又は鉄道の売上高とその他部門の売上高	円			法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業 対象所得金額	円
		軌道又は鉄道の売上高	円			対象付加 価値額	円
		その他部門の売上高	円			対象資本金 等の額	円
		対象収入金額	円				
備考							

連絡先:

電話番号:  
課税番号:

様式第79号中「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結承認年月日」を「通算制度承認年月日」に改める。

様式第79号の2中「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結法人」を「通算法人」に、「連結納税の承認等」を「通算制度の承認等」に、「連結納税の承認があった。」を「通算制度の承認があった。」に、「連結納税の承認の取消処分があった。」を「通算制度の承認の取消処分があった。」に、「連結納税適用の取りやめの承認があった。」を「通算制度の適用の取りやめの承認があった（グループ通算制度へ移行しない旨の届出を行った）。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の長崎県税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県税条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通(八二四)一一一  
(八九五)二二二  
四

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
永 岩永印刷所  
泰 明